

## 多剤服薬者の服薬管理に関する個別支援事業に係る個人情報の目的外利用 について（概要）

### 1 事業の目的

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）が令和2年4月1日に施行されたことより、区市町村が高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することになった。

本区においても、診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）（※1）や健診結果の分析を通じて、高齢者が抱える健康課題を把握し、効果的なフレイル（※2）対策を実施することで、介護予防を進めていく必要がある。

本事業では、後期高齢者医療被保険者のレセプトを分析して多剤服薬者を抽出し、墨田区薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）と連携して対象者の生活背景や服薬の捉え方を把握した上で服薬指導を行う。これにより、飲み残しや飲み忘れによる残薬や転倒等の薬物有害事象を防ぎ、フレイル対策を行う。

※1…レセプトは、医療機関から審査支払機関（国民健康保険団体連合会）の審査を経て、保険者に送付される。

※2…年齢とともに心身の活力（筋力や認知機能など）が低下して、要介護等となるリスクが高い状態

### 2 事業内容

#### (1) 対象者の抽出

対象となる多剤服薬者は、後期高齢者医療被保険者であって、前年度10月から3月までの6か月間で15剤以上、15日以上処方された者が2か月以上ある者とし、このうち、がん、認知症、精神疾患、うつ、人口透析、在宅診療・訪問看護利用者、施設入所者、要介護1以上の者は除くものとする。

対象者は、国保データベースシステム（以下「KDBシステム」という。）（※3）で管理しているレセプト情報を用いて抽出する。

#### (2) 事業案内の送付と申込みの受付

区は薬剤師会に、事業案内の作成及び発送、電話による利用勧奨並びに服薬指導を委託し、薬剤師会は対象者（500～600人程度）に事業案内を送付する。事業案内を受けた対象者は、電話で服薬指導を申し込む。申込みのない者のうち、後期高齢者健康診査の受診票で、本事業において電話番号を利用することを同意した者には、同健康診査の情報を管理している健康情報システムから電話番号を取得し、電話で服薬指導の利用を勧奨する。

#### (3) 薬剤師による訪問又は面接による服薬指導

申込者に対し、薬剤師が訪問又は薬局内での面接により、服薬指導を行う。初回指導とともに、その2～3か月後に評価指導を行う。

※3…保険者（区市町村、広域連合等）の委託を受けて国民健康保険団体連合会が管理する「国保特定健診・特定保健指導、後期高齢者健診」「医療（国保・後期高齢者医療）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報等を提供するシステム

### 3 事業の概念図

別紙「多剤服薬者の服薬管理に関する個別支援事業のイメージ図」のとおり

### 4 スケジュール

8月：対象者の抽出、事業案内の送付、利用勧奨  
9月～12月：申込みの受け付け、服薬指導の実施  
1月31日：実施報告書提出の最終期限

### 5 委託の概要

高齢者の抱える個々の健康課題を踏まえた服薬管理支援を行うため、服薬指導を薬剤師会に委託する。

また、業務を一体的に管理するため、事業案内の作成及び発送、電話による利用勧奨についても薬剤師会に委託する。

### 6 目的外利用の必要性

対象者である多剤服薬者を抽出するため、KDBシステムから後期高齢者医療被保険者のレセプト情報を目的外利用する必要がある。

### 7 目的外利用の内容

別紙「運営審議会諮問事項調書」のとおり

### 8 本人通知

別紙「運営審議会諮問事項調書」のとおり

### 9 個人情報の安全管理

- (1) 個人情報保護の観点から適正な情報管理を行い、漏えい、紛失、改ざん、破損、その他の事故の防止に努める。
- (2) 関係文書は、5年間保管・保存した後、廃棄する。
- (3) 電子媒体を委託先に受け渡す際は、電子媒体にパスワードを設定した上で、鍵付きのケースに収納し、庁舎主管課窓口において、直接委託先の担当者に渡す。その際、授受簿を用いて、受け渡しの管理をする。  
委託先が電子媒体の情報を使用する際は、管理票により所在を明確にする。  
なお、電子媒体は、保管庫に施錠した状態で管理させる。データは、委託先によって暗号化され、ネットワーク接続が切断した業務用端末で管理させる。  
また、使用後の電子データは速やかに適切に消去させ、管理票で処理を確認する。